移動体衛星通信設備レンタル・サービス利用約款

平成26年4月1日

（目次）

第1章　総則
　　第1条　利用約款の適用
　　第2条　利用約款の変更
第2章　貸し出し
　第1節　移動体衛星通信設備の引渡し等
　　第3条　申込
　　第4条　外国関係主管庁等の許可の取得
　　第5条　設備の引渡し
　第2節　移動体衛星通信設備の種別、使用及び管理
　　第6条　移動体衛星設備の種別
　　第7条　通信
　　第8条　輸出入の手続義務
　　第9条　保管および管理
　　第10条　禁止行為
　　第11条　移動体設備の障害、毀損、滅失、または盗難等の事故の措置
　　第12条　代替機の貸出
　第3節　返却
　　第13条　移動体設備の返却
　第4節　貸出対象期間の変更等
　　第14条　貸出開始日の変更
　　第15条　貸出対象期間の延長
　　第16条　貸出対象期間の短縮
　　第17条　貸出対象期間外の取扱い
　　第18条　申込みの取り消し
第3章　料金等
　第1節　料金等
　　第19条　料金
　　第20条　遅延損害金
　第2節　料金の返還
　　第21条　料金の返還
第4章　共通事項
　　第22条　損害賠償の免責
　　第23条　移動体設備の使用訓練
　　第24条　営業時間外の取り扱い
　　第25条　契約者の氏名等の変更
　　第26条　地位の承継
　　第27条　合意管轄裁判所
第5章　契約の終了
　　第28条　契約期間の満了
　　第29条　破産等による解約
　　第30条　当社が行う解約
　　第31条　契約者が行う解約
　　第32条　解約時の移動体設備の返却
　　第33条　解約後の料金の支払い
　　第34条　契約者にかかる情報の利用
附則

別表　移動体衛星通信設備レンタル･サービスの料金等
　　通則
　　1　使用料等
　　2　申込取消料
　　3　その他の料金
　　4　設備の内訳等

第1章　総則

（利用約款の適用）

第1条　ケイディディアイ株式会社（以下「当社」といいます。）は移動体衛星通信設備レンタル・サービス利用約款（以下「利用約款」といいます。）の定めるところにより、移動体衛星通信設備（以下「移動体設備」といいます。）を貸し出すサービス（以下「レンタル・サービス」といいます。）を提供します。

（利用約款の変更）

第2条　当社は、この利用約款を変更することがあります。契約者がその後に移動体衛星通信設備を使用したときには、その変更を承認したものとみなします。

第2章　貸し出し

第1節　移動体衛星通信設備の引渡し等

（申込）

第3条　レンタル・サービスを利用しようとする場合は、当社が別に定める契約申込書を当社に提出してください。当社は、申込みを承諾したときは、承り書を申込者に発送します。この承り書の発送をもって、レンタル・サービスに係る契約（以下「本契約」といいます。）が成立したものとします。

2　当社は、契約申込書に記載の移動体設備、数および貸出対象期間（当社が契約者への貸出のために移動体設備を賃貸する期間であって、当該移動体設備を当社から搬出した日から、契約者から当社に返納された日までの期間をいいます。）ならびにこの利用約款に定める条項に基づき、移動体設備を貸し出します。

3　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込みの承諾を延期し、または承諾しないことがあります。

(1)　申込みを承諾するのに必要な移動体設備に余裕がないとき。

(2)　申込者が、レンタル・サービスに係る料金、割増金または遅延損害金の支払いを怠り、または怠るおそれがあるとき。

（外国関係主管庁等の許可の取得）

第4条　契約者は、移動体設備を本邦外で使用するために当社からの移動体設備の貸出を受けるに際し、事前に移動体設備の持ち込みおよび使用を希望する対象国の電気通信関係主管庁その他の関係主管庁等（以下「外国関係主管庁等」といいます。）から、当該国内への移動体設備の持ち込みおよび当該国内での同設備の使用のための許可を取得しなければなりません。

2　当社は、契約者から請求を受けた場合には、前項の許可の取得について別表3に基づいて契約者への援助を行うことがあります。契約者は、当社から援助を受けたときは、別表3に定める一切の費用を支払わなければなりません。

（設備の引渡し）

第5条　契約者は、貸出対象期間の開始日（以下「貸出開始日」といいます。）の7日前までに、当社に移動体設備の引渡しを請求しなければなりません。

2　当社は、前項の引渡し請求を受けたときは、貸出開始日に契約者の指定する場所（本邦内に限ります。）に移動体設備を搬出し、引き渡します。

3　当社は、前項の移動体設備の引渡しに際して、設備に関する目録および状況報告書を添付します。契約者は目録及び状況報告書の内容を確認し、記載内容に相違を認めたときは。直ちに当社にその旨を通知し、当社の指示に従ってください。

4　契約者は、当社から移動体設備の引渡しを受けたときは、当社が別途算定する引渡しに要する一切の費用を当社に支払わなければなりません。

第2節　移動体衛星通信設備の種別、使用及び管理

（移動体衛星通信設備の種別）

第6条　当社が貸し出しを行う移動体設備には、次表に掲げるものがあります。

レンタル・サービスの移動体通信設備の種類	利用できる端末設備
インマルサットミニM可搬型設備（以下「ミニM設備」といいます。）	1）ファクシミリ端末設備 2）データ端末設備
インマルサットM4可搬型設備（以下「M4設備」といいます。）	1）ファクシミリ端末設備 2）データ端末設備 3）高速データ端末設備
インマルサットR-BGAN設備（以下「R-BGAN設備」といいます。）	1）データ端末設備
インマルサットBGAN（T＆T社製 Explorer110）設備（以下「BGAN-Ex110」設備）」といいます。）	1）ファクシミリ端末設備 2）データ端末設備
インマルサットBGAN（T＆T社製 Explorer500）設備（以下「BGAN-Ex500」設備」といいます。）	1）ファクシミリ端末設備 2）データ端末設備
インマルサットBGAN（T＆T社製 Explorer700）設備（以下「BGAN-Ex700」設備」といいます。）	1）ファクシミリ端末設備 2）データ端末設備 3）高速データ端末設備
インマルサットBGAN（HNS）設備（以下「BGAN-HNS」設備といいます。）	1）ファクシミリ端末設備 2）データ端末設備 3）高速データ端末設備
イリジウム設備	
スラーヤ設備	

2　前項の移動体設備に端末設備を接続する場合は、契約者がその負担により調達するものとします。

（通信）

第7条　レンタル・サービスの移動体設備に係る通信を提供する事業者は、当社が別に指定します。契約者が移動体設備を使用して通信を行う場合は、当社の指定した通信事業者の定めるところにしたがって

ください。
2 契約者は、移動体設備を使用した通信料金の支払について当社または当社が指定した通信事業者の定めるところにしたがって、料金を支払わなければなりません。

（輸出入の手続義務）
第8条　契約者は、移動体設備を本邦外で使用するに際して、移動体設備の持ち出しおよび持ち帰りに関し、輸出入者として本邦および関連諸国の輸出入関連法規に従って輸出入を行わなければなりません。

（保管および管理）
第9条　契約者は、当社から移動体設備の引渡しを受けた後、同設備を当社に返却するまでの間、善良な管理者の注意をもって同設備を保管および管理しなければなりません。

（禁止行為）
第10条　契約者は、次の各号のいずれかに該当する行為を自ら行ってはなりません。または第三者にこれを行わせてはなりません。
(1) 移動体設備の第三者への売却、譲渡または貸与
(2) 移動体設備を担保の用に供すること
(3) 移動体設備の毀損または原状変更
(4) 前各号のほか、移動体設備に損害を与える行為

（移動体設備の障害、毀損、滅失、または盗難等の事故の措置）
第11条 契約者は、移動体設備に障害、毀損、滅失、または盗難などの事故が発生したときには、当社にその旨を通知し、当社の指示に従わなければなりません。ただし、移動体設備に障害が発生したときには、移動体設備に接続した端末設備に異常がないことを契約者において確認のうえ、当該通知を行ってください。
2 当社は、前項の通知を受領後、移動体設備の占有が契約者から離れている場合には、速やかに通信不取扱の手続きを行うものとします。なお、通信不取扱の手続きが完了するまでに発生した通信料金は、契約者の負担とします。
3 当社は、第1項の通知を受領後、必要に応じて当社が別に定める方法により移動体設備の修理を行います。この場合、契約者は、移動体設備の障害が当社の責めに帰すべき事由により生じた場合を除いて、当該修理に要する一切の費用（当社が別途算定します。）を当社に支払わなければなりません。
4 契約者は、移動体設備の毀損、滅失または盗難などの事故が当社の責めに帰すべき事由により生じた場合を除いて、当社が被った損害（当社が別途算定します。）を賠償しなければなりません。

（代替機の貸出）
第12条　当社は、契約者が障害、毀損、滅失または盗難などの事故が生じた移動体設備（以下総じて「事故機」といいます。）に替わる移動体設備（以下「代替機」といいます。）の貸出を希望した場合は、当

社保有の同一種類の移動体設備に余裕がある場合に限り、契約者から新たなレンタル・サービスの申込みがあったものとして取り扱い、これに応じます。この場合、代替機の貸出対象期間は、代替機を当社から搬出した日から、事故機が復旧し、使用できることが確認されるまでの期間、または事故機に係る貸出対象期間の満了日のいずれか短い方の期間とします。

2 前項の代替機の貸出に伴って生ずる輸送費、輸出入に係る一切の費用については、契約者の負担とします。

第3節　返却

（移動体設備の返却）

第13条　契約者は、移動体設備を貸出対象期間の終了日までに当社の指定する場所に移動体設備を返却しなければなりません。

2 契約者は、前項の規定により移動体設備の返却を行うときは、当社から同設備の引渡しを受けたときの状態と相違がないかどうかの確認を行い、相違事項があれば当社にその旨を通知しなければなりません。

3 第1項の返却に要する一切の費用は、契約者の負担とします。

4 当社は、移動体設備の返却後、同設備の点検を行い、必要に応じ同設備の修理を行います。

5 契約者は、移動体設備の障害が当社の責めに帰するべき事由により生じた場合を除き、当社が前項の修理を行ったときは、当社が別途算定する修理に要する一切の費用を当社に支払わなければなりません。

第4節　貸出対象期間の変更等

（貸出開始日の変更）

第14条　契約者は、貸出開始日の変更を希望するときは、書面によりその旨を当社に請求しなければなりません。

2 当社は、貸出開始日の変更が当社の業務の遂行に支障を及ぼすと認められる場合を除き、前項の請求を承諾し、書面によりその旨を契約者に通知します。

（貸出対象期間の延長）

第15条　契約者は、レンタル・サービスの貸出対象期間の延長を希望するときは、書面によりその旨を当社に請求しなければなりません。

2 契約者は、貸出対象期間の延長にあたっては、この利用約款に基づき賃借した移動体設備について、別表の各契約品目に応じた期間にて契約するものとします。

3 当社は、貸出対象期間の延長が当社の業務の遂行に支障を及ぼすと認められる場合を除き、第1項の請求を承諾し、書面によりその旨を契約者に通知します。

（貸出対象期間の短縮）

第16条　契約者は、貸出対象期間を短縮することはできません。ただし、当社及び当社が指定する通信

事業者の責めに帰する場合は、この範囲ではありません。

（貸出対象期間外の取扱い）

第17条　契約者が、貸出対象期間の満了後もなお移動体設備を占有するときは、当社は、貸出対象期間の満了日の翌日以降、第13条（移動体設備の返却）の規定により契約者が移動体設備を返却するまでの期間につき、各契約品目に応じて別表第1項に規定する追加料金の適用を行います。

（申込みの取り消し）

第18条　契約者は、本契約締結後に契約者の都合で当該申込みを取り消した場合には、別表に定める申込取消料を支払うものとします。ただし、当社は、申込取消届けを受けた日の翌日から起算して貸出開始日までが7日以上である場合は、その支払いを免じます。

第3章　料金等

第1節　料金等

（料金）

第19条　レンタル・サービスに係る料金（使用料、申込取消料、その他の料金をいいます。以下、「料金」といいます。）は、別表のとおりとします。料金の請求時期、次のとおりです。

(1) 使用料　　：　本契約を締結した月の翌月
(2) 申込取消料　　：　申込取消日の属する月またはその翌月
(3) その他の料金　　：　当該利用が発生した月の翌月

2 当社は、前項の請求時期に従い、料金を契約者に請求します。

3 前項の請求を受けた契約者は、請求書に指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに、当社の指定口座への振込によりその料金を一括して支払わなければなりません。

（遅延損害金）

第20条　契約者は、支払期日までに料金を支払わないときは、当社に対して遅滞損害金を支払わなければなりません。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあったときはこの限りではありません。

2 遅延損害金の額は、支払期日の翌日から支払済に至るまで、料金に年14．5%の利率を乗じて得た額とします。

3 前項の規定により計算して得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

第2節　料金の返還

（料金の返還）

第21条　当社は、第12条（代替機の貸出）の規定による障害のうち、当社の責めに帰する事由により生じ

た障害により移動体設備が利用できなかったときは、契約者からの請求により移動体設備の使用料の一部を別に定める基準により減額または返還します。
2　契約者が第9条（保管および管理）に違反した場合、前項の規定は適用しません。

第4章　共通事項

（損害賠償の免責）
第22条　当社は、レンタル・サービスの提供にあたって、契約者および第三者が被った損害についての賠償の責任は一切負いません。

（移動体設備の使用訓練）
第23条　当社は、契約者から請求を受けたときには、移動体設備を使用するために必要な訓練を契約者に対して行います。
2　契約者は、当社が別途算定する訓練に要する一切の費用を、別表に従って当社に支払わなければなりません。

（営業時間外の取り扱い）
第24条　当社は、契約者から請求があり、かつ、当社がそれを可能と判断した場合に限り、この利用約款で規定する契約者からの請求等の受付または当該請求等に係る業務を、当社が別に定める営業時間外の時間帯（以下本条において「営業時間外」といいます。）に行います。
2　契約者は、当社が営業時間外に前項の業務を行ったときは、当社が別に定める時間外料金を当社に支払わなければなりません。

（契約者の氏名等の変更）
第25条　契約者は、その氏名もしくは商号または住所もしくは居所について変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知しなければなりません。

（地位の承継）
第26条　契約者について相続または合併が行われ、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人が契約者の地位を承継するときは、契約者の地位を承継した方は、速やかに地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に通知しなければなりません。
2　前項の場合において、相続により契約者の地位を承継した方が2人以上あるときは、そのうち1人を代表者と定め、前項の手続きをとって下さい。代表者を変更したときも同様とします。代表者の通知がないときは、当社が代表者を指定します。

（合意管轄裁判所）
第27条　この利用約款に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄

する裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

第5章　契約の終了

（契約期間の満了）

第28条　本契約は、貸出対象期間の満了日または移動体設備が当社に返却された日のいずれかに到来する日をもって終了します。

2 本契約が終了した後であっても、本契約の有効期間中に生じた契約者の債務は有効に存続します。

（破産等による解約）

第29条　当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申し立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちに本契約を解除します。

（当社が行う解約）

第30条　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解約することができるものとします。

(1) 契約者が、支払期日を経過しても料金または第21条に規定する遅延損害金を支払わないとき。

(2) 契約者が、前項のほか、本契約の規定に違反する行為を行ったとき。

(3) 当社または当社が指定した通信事業者が、レンタル・サービスの移動体設備に係る通信サービスの提供を終了したとき。

（契約者が行う解約）

第31条　契約者は、本契約を解約しようとするときは、当社が別に定める解約届を当社に提出しなければなりません。

2 当社は、前項の解約届の提出を受けたときは、解約届が提出された日以降の契約者の希望する日を解約日と定め、その解約日を契約者に通知します。

（解約時の移動体設備の返却）

第32条　契約者は、移動体設備の引渡しの後、本契約が前二条のいずれかの規定により解約されるときは、解約日までに当社の指定する場所において移動体設備を返却しなければなりません。返却の条件については、第13条（移動体設備の返却）第2項から第5項までの規定を準用します。

2 契約者は、本契約が解約された後であっても、移動体設備が当社に返却されるまでの間は、本契約に規定する移動体設備に係る各種の義務を負うものとします。

3 当社は、契約者が第1項の規定に違反し解約日を経過しても移動体設備を当社に返却しないときは、次の各号に掲げるいずれかまたは両方の措置を取ることができるものとします。

(1) 当社が別に定める遅滞料の請求

(2) 本契約に係る移動体設備に発着する通信の停止

（解約後の料金の支払い）

第33条　契約者は、本契約が第30条（当社が行う解約）または第31条（契約者が行う解約）の規定により解約されたときは、本契約に基づく一切のレンタル・サービスに係る料金を、当社が別に指定する期日までに完済しなければなりません。完済すべき料金には、貸出対象期間の満了前に解約された場合の残余の貸出対象期間に対応する使用料を含みます。

（契約者に係る情報の利用）

第34条　当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の約款又は協定事業者の約款（料金表を含みます。）の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーの通りとします。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

付　則

（実施期日）

第1条　この利用約款は平成15年2月24日から実施します。

（移動体衛星通信設備レンタル・サービスに係る契約条項に関する料金等の支払いに係る経過措置）

第2条　この利用約款の実施前に、移動体衛星通信設備レンタル・サービスに係る契約条項の規定により支払い、または支払わなければならなかった移動体衛星通信設備レンタル・サービスの料金等については、なお従前の例によります。

（契約に関する経過措置）

第3条　この利用約款実施の際に、移動体衛星通信設備レンタル・サービスに係る契約条項の規定により締結されているレンタル・サービスに関する契約は、この利用約款実施の日において、この利用約款に規定する本契約とみなします。

（移動体衛星通信設備レンタル・サービスに係る契約条項による手続き等の効力）

第4条　この利用約款の実施前に、移動体衛星通信設備レンタル・サービスに係る契約条項の規定によってなされた申込み、承諾等であって、この利用約款に相当する規定があるものは、この利用約款によって行ったものとみなします。

付　則

（実施期日）

この改正規定は、平成16年2月1日から実施します。

付　則

（実施期日）

この利用約款は平成17年4月1日から実施します。

付　則

（実施期日）

この利用約款は平成17年12月1日から実施します。

付　則

（実施期日）

この利用約款は平成18年2月1日から実施します。

付　則

（実施期日）

この利用約款は平成18年4月10日から実施します。

付　則
（実施期日）
この利用約款は平成19年10月15日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附　則
（実施期日）
この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

附　則
消費税法改正に伴う税抜価格表示への変更
（実施期日）
この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

別　表

移動体衛星通信設備レンタル・サービスの料金等

通　則

この表に掲げる当社の移動体衛星通信設備レンタル・サービスの料金は、本別表第3項（その他の料金）の訓練、契約者設備動作確認試験等に要する通信料および免許申請等、外国側で必要とする費用を除き、この表に定める額に消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき課税される消費税の額に相当する額を言います。以下同じとします。）を加算します。この場合において、消費税相当額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。

1　使用料等

1-1　使用料

最小の契約期間は、R-BGAN設備を除くインマルサットBGAN設備は三月契約とし、それ以外は一週契約とします。　（単位：円）※税抜価格

契約品目	ミニM設備	M4設備
半年契約	434，000円	900，000円
三月契約	270，000円	580，000円
一月契約	123，000円	270，000円
一週契約	48，000円	90，000円
追加料金／日	14，000円	26，000円

契約品目	R-BGAN設備	イリジウム設備	スラーヤ設備
半年契約	217，000円	217，000円	145，000円
三月契約	135，000円	135，000円	90，000円
一月契約	61，000円	61，000円	40，000円
一週契約	24，000円	24，000円	15，000円
追加料金／日	7，000円	7，000円	4，500円

契約品目	BGAN-Ex500設備 BGAN-Ex110設備	BGAN-Ex700設備 BGAN-HNS設備
三月契約	330，000円	420，000円
追加料金／月	110，000円	140，000円
三月契約 （ISDNハンドセット付属の場合）	360，000円	450，000円

追加料金／月 （ISDNハンドセット付属の場合）	120，000円	150，000円
備考）ISDNハンドセット付属の契約は、BGAN-Ex110設備及びBGAN-HNS設備に限ります。		

1-2 通信料

1-2-1 BGAN設備およびイリジウム設備以外のレンタル通信料は、当社が別に定める通信サービス契約約款の通信料を適用します。

1-2-2 イリジウム設備のレンタル通信料は音声サービスに限り、以下のとおりとします。なお、ショートバーストデータサービスの提供は行いません。

料金種別	単位	料金額
加入電話または携帯電話あて	20秒ごと	55円（免税）
他のイリジウム設備あて	20秒ごと	35円（免税）
他の衛星携帯電話システムあて	20秒ごと	500円（免税）
ボイスメールボックスあて	20秒ごと	35円（免税）
2ステージダイヤルによる着信	20秒ごと	70円（免税）
ショートメッセージ	1通ごと（英数字のみ160文字まで）	50円（免税）
電子メール	1通ごと （英数字のみ、宛先を含め160文字まで）	50円（免税）

1-2-3 BGAN設備のレンタル通信料は、以下のとおりとします。

料金種別	単位			料金額
インターネットにあてるもの	IPスタンダード	有料情報量1kbyteを1単位として		1．3円（免税）
	IPストリーミング	32kbps型　1分ごとに		418円（免税）
		64kbps型　1分ごとに		825円（免税）
		128kbps型　1分ごとに		1，320円（免税）
		256kbps型　1分ごとに		2，178円（免税）
電話通話	1） 2）～9）以外		6秒	19円（免税）
	2） スラーヤあて		6秒	58円（免税）
	3） イリジウムあて		6秒	73円（免税）
	4） インマルサットBGANあて		6秒	19円（免税）
	5） インマルサットBGAN（高速データ通信）あて		6秒	103円（免税）
	6） インマルサットBあて		6秒	63円（免税）
	7） インマルサットMあて		6秒	71円（免税）
	8） インマルサットミニM、M4（電話）、Fleet（電話）あて		6秒	49円（免税）
	9） インマルサットM4（高速データ通信）、Fleet（高速データ通信）あて		6秒	117円（免税）

高速データ通信	1） 2)～9)以外	6秒	92円(免税)
	2） スラーヤあて	6秒	131円(免税)
	3） イリジウムあて	6秒	146円(免税)
	4） インマルサットBGANあて	6秒	109円(免税)
	5） インマルサットBGAN(高速データ通信)あて	6秒	92円(免税)
	6） インマルサットBあて	6秒	136円(免税)
	7） インマルサットMあて	6秒	144円(免税)
	8） インマルサットミニM、M4(電話)、Fleet(電話)あて	6秒	122円(免税)
	9） インマルサットB(高速データ通信)、M4(高速データ通信)、Fleet(高速データ通信)あて	6秒	190円(免税)
ショートメッセージ	1メッセージごとに		82円(免税)
備考)上記の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、有料情報量の計算における1単位未満の端数が生じた場合は、端数を切り上げます。			

2 申込取消料 （単位:円）

移動体設備の種類	料 金(税抜価格)
ミニM設備	30，000円
M4設備	50，000円
R-BGAN設備	15，000円
BGAN設備(R-BGAN設備を除く)	50，000円
イリジウム設備	15，000円
スラーヤ設備	10，000円

3 その他の料金 （単位:円）

項 目	料 金(税抜価格)	備 考
外国免許取得援助料	100，000円	(注1)
持込許可取得援助料	50，000円	(注1)
設備操作訓練料	30，000円	(注2)
設備操作訓練料	実 費	(注3)
訓練、契約者端末動作確認試験等に要する通信料	実 費	(注4)
免許申請等、外国側で必要とする費用	実 費	(注5)
納品時の輸送費	実 費	

注1： 当社において許可取得の援助を行う場合にかかります。当社における許可取得の援助については、イリジウム設備、スラーヤ設備を除きます。

注2： 当社において訓練を行う場合にかかります。

注3： 契約者の希望する場所で実施する場合にかかります。

注4：通信事業者からの請求に基づき別途請求いたします。

注5：原則として、契約者が現地で支払うことになります。

4 移動体設備の内訳等

ミニM設備（T＆T社製）		数 量
標準レンタルセット	本体設備	1
	バッテリー	2
	ソフト・キャリング・ケース	1
	ACアダプタ兼チャージャー	1
	DCケーブル（カーケーブル）	1
	アンテナケーブル	1
	コンパス	1
	取扱説明書	1

M4設備（T＆T（旧NERA）社製）		数 量
標準レンタルセット	本体設備	1
	バッテリー	2
	ソフト・キャリング・ケース	1
	ACアダプタ兼チャージャー	1
	DCケーブル（カーケーブル）	1
	アンテナケーブル（1m、10m）	各1
	RS232ケーブル	1
	RJ45スプリッター	1
	コンパス	1
	取扱説明書	1

M4設備（T＆T社製）		数 量
標準レンタルセット	本体設備	1
	バッテリー	2
	ソフト・キャリング・ケース	1
	ACアダプタ兼チャージャー	1
	アンテナケーブル（4m、10m）	各1
	DCケーブル（カーケーブル）	2
	RS232Cケーブル	1
	コンパス	1
	取扱説明書	1

R-BGAN設備		数 量
標準レンタルセット	本体設備	1
	バッテリー	1
	ACアダプタ	1
	ソフト・キャリング・ケース	1
	インストールCD	1
	USBケーブル	1
	イーサネットケーブル	1
	SIMカード	1
	タイダウンクリップ	1
	取扱説明書	1

BGAN設備（T＆T、HNS社製）		数 量
標準レンタルセット	本体設備	1
	バッテリー	1
	ACアダプタ	1
	ソフト・キャリング・ケース	1
	インストールCD	1
	USBケーブル	1
	イーサネットケーブル	1
	SIMカード	1
	タイダウンクリップ	1
	取扱説明書	1

イリジウム設備		数 量
標準レンタルセット	本体設備	1
	バッテリー	1
	ACアダプタ	1
	ソフト・キャリング・ケース	1
	外部アンテナ	1
	ヘッドセット	1
	カーケーブル	1
	SIMカード	1
	取扱説明書	1

スラーヤ設備		数 量
標準レンタルセット	本体設備	1
	バッテリー	1
	ACアダプタ	1
	ヘッドセット	1
	カーケーブル	1
	SIMカード	1
	取扱説明書	1